

令和8年4月21日

保護者の皆様へ

幼保連携型認定こども園 大黒保育園

令和 7年度における施設型給付費等の法定代理受領に係る額の通知について

このお知らせは、「鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条の規定により、お子様が**大黒保育園**を利用した際に、**鹿屋市**から法定代理受領により給付された施設型給付費の額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付や保育料を収めていただく必要はありません。令和 7年度に法定代理受領した施設型給付費等の額は、「**大黒保育園**に係る各支給認定の公定 価格の額から、保育料を減じた額」となります。

令和 7年度 1 年間における施設型給付費の額 公定価格

公定価格(A) 国が定めた教育・保育に要す 費用の額	保育料(B) 保護者から御負担いただく べき保育料の額	施設型給付費(C) $(C)=(A)-(B)$ 市町村から支払われた額
231,923千円	154,47千円	216,476千円

(C) の施設型給付費は、市町村から保護者には支払われず、法定代理受領して施設に支払われています。大黒保育園に在籍する児童は、年間平均で117人でしたので、児童一人当たりの1年間の施設型給付 費の平均額は216,476千円となります。児童一人ひとりに対する、具体的な額をお知りになりたい 方は、愛育園の(事務担当者) に直接お問い合わせください。

(参考) ・ 法定代理受領とは 「 子ども・子育て支援法に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付 としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村か ら施設に対して、直接支払いが行われています。この仕組みを「 法定代理受領」 と呼んでいます。

・ 公定価格とは 内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を「 公定価格」 と呼んでいます。公定 価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算出されており、「 認定区分(1号 認定、2号認定、3号認定) 」 、「 保育必要量」 、「 施設の所在する地域」 等を勘案して算定されています。